

我が国の文化芸術コンテンツ・スポーツ産業の海外展開促進事業費補助金（スポーツコンテンツ海外展開支援事業）交付規程

制定 令和6年3月18日 株式会社JTB 規程第1号

（通則）

第1条 我が国の文化芸術コンテンツ・スポーツ産業の海外展開促進事業費補助金（スポーツコンテンツ海外展開支援事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）（以下併せて「関連法令」という。）、我が国の文化芸術コンテンツ・スポーツ産業の海外展開促進事業費補助金（スポーツコンテンツ海外展開支援事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、我が国の文化芸術コンテンツ・スポーツ産業の海外展開促進事業費補助金（スポーツコンテンツ海外展開支援事業）交付規程（以下併せて「交付規程等」という。）の定めるところによる。

（目的）

第2条 この交付規程は、交付要綱第2条の規定に基づき、株式会社JTB（以下「事務局」という。）が、補助金を活用し、我が国のスポーツリーグ・クラブ等が実施するスポーツコンテンツの海外展開事業等に対して、事務局がその費用負担を軽減するため当該費用の一部を補助する事業に要する経費を補助し、海外における我が国スポーツのファン増加による海外需要の拡大、ひいてはインバウンド需要獲得に資する取組を促進することを目的とする。

（交付の対象者、交付の対象となる事業）

第3条 事務局は、我が国のスポーツリーグ・クラブ等に係るスポーツコンテンツの海外展開事業（以下、「間接補助事業」という。）に係る経費に対して、補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で、補助金を受けて事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、当該補助対象経費の一部に充てるため補助金を交付する。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付の対象としない。

2 補助対象経費の区分は、別表のとおりとする。

（補助金の交付額）

第4条 前条に掲げる間接補助事業の交付額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額を合計し、千円未満を切り捨てた額とする。なお、補助対象経費の詳細及び上限については、別途定めることとする。

(補助金の交付申請)

第5条 間接補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1に事務局が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、事務局に提出しなければならない。

2 間接補助事業者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電子情報処理組織による申請等)

第6条 間接補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第11条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第13条の規定に基づく事故の報告、第14条の規定に基づく状況報告、第15条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第17条第2項の規定に基づく支払請求、第18条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第21条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、原則、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行わなければならない。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条 事務局は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第11条第1項の規定に基づく承認、第13条の規定に基づく指示、第14条の規定に基づく要求、第16条第1項の規定に基づく通知、同条第3項の規定に基づく返還命令、同条第6項の規定に基づく納付命令（第18条第3項及び第19条第6項の規定において準用する場合を含む。）、第18条第2項の規定に基づく返還命令、第19条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第4項の規定に基づく返還命令、同条第5項の規定に基づく納付命令、第20条第3項の規定に基づく納付命令（第21条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は第21条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

(補助金交付の決定)

第8条 事務局は、第5第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2により間接補助事業者に通知するものとする。この場合において、事務局は補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うことができる。

2 第5条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日（原則30日）とする。

- 3 事務局は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 事務局は、第1項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた間接補助事業者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から（起算して）10日以内に様式第3により申請を取り下げることができる。

(契約等)

- 第10条 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同で実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し当社に届け出なければならない。
 - 3 間接補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
 - 4 間接補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、間接補助事業の運営上、当該事業者でなければ間接補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
 - 5 事務局は、間接補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、間接補助事業者は当社から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
 - 6 前5項までの規定は、間接補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、間接補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(計画変更の承認等)

第11条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 間接補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。
 - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

- (2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
 - (3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
 - (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 事務局は第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(債権譲渡の禁止)

- 第12条 間接補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を当社の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 事務局が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者が事務局に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者が事務局に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
- (1) 事務局は、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 事務局は、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、事務局が行う弁済の効力は、事務局が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

- 第13条 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況の報告)

第14条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、事務局の要求があったときは速やかに様式6を事務局に提出しなければならない。

(実績の報告)

第15条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和7年2月14日のいずれか早い日までに、様式第7を事務局に提出しなければならない。

- 2 間接補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 間接補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、事務局は期限について猶予することができる。

(補助金の額の確定等)

第16条 事務局は、前条第1項の補助事業実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第11条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 事務局は、間接補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
- 3 事務局は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに間接補助事業者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 延滞金に関する事項
- (3) 納期日

- 4 事務局は、間接補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第8を提出させるものとする。
- 5 前項の補助金の返還期限は、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

第17条 事務局は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部について概算払をすることができる。

- 2 間接補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9を事務局に提

出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第18条 間接補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに事務局に提出しなければならない。
- 事務局は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 第16条第6項の規定は、前項の返還を請求する場合において準用する。

(補助金の交付決定の取消し等)

- 第19条 事務局は、第11条第1項第4号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 間接補助事業者が法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合。
 - 間接補助事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合。
 - 間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合。
 - 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
 - 間接補助事業者が、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。
- 前項の規定は、第16条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 事務局は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - 事務局は、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 事務局は、前項の返還を請求する場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納入の日までの日数に応じて、当該補助金（その一部を納入した場合におけるその後の期間については、既納入額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
 - 第4項に基づく補助金の返還については、第16条第4項から同条第6項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第20条 間接補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 間接補助事業者は、取得財産等について様式第11による取得財産等管理台帳を備え、管理するとと

もに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第12による取得財産等管理明細表を第15条第1項に定める実績報告書に添付して事務局に提出しなければならない。

- 事務局は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を事務局に納付させることができる。

(財産処分の制限等)

第21条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。
- 間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第13による財産処分承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。
- 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(情報管理及び秘密保持)

第22条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。間接補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も間接補助事業者による違反行為とみなす。
- 本条の規定は間接補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(知的財産権に関する届出)

第23条 間接補助事業者は、間接補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等（以下「知的財産権」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく、様式第14による知的財産権届出書を当社に届け出なければならない。

(収益納入)

第24条 事務局は、間接補助事業者が当該間接補助事業の実施結果の事業化、知的財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該間接補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、間接補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納入させることができるものとする。

(補助事業の経理等)

第25条 間接補助事業者は、間接補助事業の経理について、間接補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第26条 間接補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(海外付加価値税に係る還付金の報告及び納入)

第27条 事務局は、間接補助事業の実施にあたり、海外の付加価値税について補助金を交付する場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、還付制度の利用について間接補助事業者に対して検討を求めることができる。

2 間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、海外の付加価値税について還付を受けた場合には、様式第15により速やかに事務局に報告しなければならない。

3 事務局は、前項の報告があった場合には、還付を受けた海外付加価値税の全部又は一部に相当する金額を事務局に納入させることができる。

(その他必要な事項)

第29条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、事務局が別にこれを定める。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別 表

補助金名称	間 接 補 助 事 業		補助率
	補助対象 経費の区分	内 容	
我が国の文化芸術コンテンツ・スポーツ産業の海外展開促進事業費補助金（スポーツコンテンツ海外展開支援事業）	人件費	補助事業実施に係る人件費	1 / 2 以内
	事業費	<p>（1）スポーツリーグ・クラブ等がもつ映像コンテンツのローカライズ・プロモーション等の海外需要創出・インバウンド需要増加に資する取組に要する経費</p> <p>（2）インバウンドの受入れに必要な体制強化等に要する経費</p> <p>※ただし、（1）もしくは（1）と（2）がセットになった取組を補助対象とし、（2）のみの取組は対象外。</p> <p>旅費、会議費、謝金、備品費、消耗品費、印刷製本費、補助員人件費、通信費、図書資料費、事務所費、広報費（啓発費を含む。）、翻訳費、振込手数料、その他諸経費、一般管理費、委託・外注費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの</p>	1 / 2 以内

様式第 1

年 月 日

株式会社 J T B

代表取締役 社長執行役員 山北 栄二郎 殿

申請者 住 所

名 称

代表者等名

印

スポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金
交付申請書

スポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金交付規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、上記補助金の
交付について、下記のとおり申請します。

記

1. 間接補助事業の名称
2. 間接補助事業の目的及び内容
3. 間接補助事業の実施計画
4. 間接補助金交付申請額
5. 間接補助事業の実施体制図
6. 間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（別紙 1）
7. 間接補助事業の開始及び完了予定日
 - （1） 開始年月日
 - （2） 完了予定年月日
8. 連絡先（担当者の氏名、職名、所属、住所、電話番号、Eメールアドレス）
9. 申請者の役員等名簿（別紙 2）

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

(別紙1)

間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

1. 間接補助事業に係る費用

(単位：円(税抜))

補助対象経費の区分	間接補助事業に要する経費	補助対象経費の額	補助金の交付申請額
人件費			
事業費			
合計			

(別紙2)

役員名簿（記載例）

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
クレン ジツシ	訓練 実施	S	47	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
トウホク イチウ	東北 一郎	S	50	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
カンサイ ハナコ	関西 花子	H	01	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業本部長

(注)

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、令和はR、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者 あて

株式会社 J T B
代表取締役 社長執行役員 山北 栄二郎

スポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金
交付決定通知書

年 月 日付にて申請があつたスポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金の交付について、交付
規程第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付にて申請があつたスポーツコンテ
ンツ海外展開促進事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。
 - (1) 間接補助事業に要する経費
 - (2) 補助対象経費
 - (3) 補助金の額

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合における間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び
補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

4. 間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程等の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- (1) 交付規程第19条第1項の規定による交付決定の取消し、交付規程第18条第1項の規定による補助金等の返還及び交付規程第19条第5項の規定による加算金の納入。
- (2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

5. 間接補助事業者は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければならない。

- (1) 間接補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者が実際に間接補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

6. その他、事務局の付した条件を遵守しなければならない。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A判とすること。

様式第3

年 月 日

株式会社 J T B

代表取締役 社長執行役員 山北 栄二郎 殿

補助事業者 住 所
名 称
代表者等名

印

スポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金
交付申請取下げ届出書

年 月 日付け交付決定の通知を受けた間接補助事業につきまして、上記補助金額に係る交付申請を取り下げることにしたので、スポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金交付規程第9条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 間接補助事業の名称
2. 交付の申請の取下げ理由
3. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
 - (1) 補助対象経費
 - (2) 補助金の額

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第4

年 月 日

株式会社 J T B

代表取締役 社長執行役員 山北 栄二郎殿

補助事業者 住 所
名 称
代表者等名

印

スポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金
計画変更承認申請書

年 月 日付け交付決定の通知を受けた間接補助事業につきまして、下記のとおり補助事業計画を変更したく、スポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金交付規程第11条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 間接補助事業の名称
2. 計画変更の内容
3. 計画変更を必要とする理由
4. 計画変更が間接補助事業に及ぼす影響
5. 計画変更後の経費の配分（別紙）
6. 同上の算出基礎

- (注) 1. 中止又は廃止にあつては、その後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(別 紙)

計 画 変 更 後 の 経 費 の 配 分

1. 間接補助事業に係る費用

(単位:円(税抜))

区 分	間接補助事業に要する経費		補助対象経費		補助金の額	
	当初額	変更後額	当初額	変更後額	当初額	変更後額
人件費						
事業費						
合 計						

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第5

年 月 日

株式会社 J T B

代表取締役 社長執行役員 山北 栄二郎 殿

補助事業者 住 所
名 称
代表者等名

印

スポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金
事故報告書

年 月 日付け交付決定の通知を受けた間接補助事業の遅延等の状況につきまして、スポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金交付規程第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の名称
2. 事故の原因及び内容
3. 事故に係る金額 金 円
4. 事故に対して執った措置
5. 事故が間接補助事業に及ぼす影響
6. 間接補助事業の遂行及び完了予定日

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第6

年 月 日

株式会社 J T B

代表取締役 社長執行役員 山北 栄二郎 殿

補助事業者 住 所
名 称
代表者等名

印

スポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金
実施状況報告書

年 月 日付け交付決定の通知を受けた間接補助事業の実施状況につきまして、スポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金交付規程第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の名称
2. 間接補助事業の実施状況の概要
3. 間接補助事業に要する経費の使用状況 (別紙)

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第7

年 月 日

株式会社 J T B

代表取締役 社長執行役員 山北 栄二郎 殿

補助事業者 住 所
名 称
代表者等名

印

スポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金
実績報告書

年 月 日付け交付決定の通知を受けた間接補助事業が完了しましたので、スポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金交付規程第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した間接補助事業

- (1) 間接補助事業の名称
- (2) 間接補助事業の内容
- (3) 間接補助事業の効果

2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

3. 間接補助事業の収支決算

- (1) 収入・支出の総額
- (2) 収支明細表（別紙）
- (3) 収入により補助金の控除が発生する場合の補助金充当額

- (注) 1. 別添資料として補助事業結果報告書を添付すること。
2. 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第20条第2項の規定に基づき、様式第12による取得財産等管理明細表を添付することとする。
3. 消費税及び地方消費税は対象となりません。
4. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(別 紙)

収 支 明 細 表

(1) 収入

間接補助事業に係る収入

(単位：円 (税抜))

間接補助事業にかかる収入…①	自社負担経費② ※1	補助金控除額 (①-②) ※2

注)

※1 間接補助事業に要する経費 (税抜) - 補助金額

※2 ①-②がプラスの値の場合、その数値分を補助金充当額 (実績額) から控除する。

(2) 支出

(イ) 総括表

間接補助事業に係る費用

(単位:円(税抜))

区分	間接補助事業に 要する経費		補助対象経費				補助金充当額		
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後 額	実績額	交付決 定額	流用後 交付決 定額	実績額
人件費									
事業費									
合計									

交付決定時の記載した金額

(ロ) 経費の内訳 (各経費の配分ごとの実績の内訳を記載)

- (注) 1. 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第20条第2項の規定に基づき、様式第12による取得財産等管理明細表を添付することとする。
2. 消費税及び地方消費税は原則対象となりません。
3. 支出総括表の流用後交付決定額は、区分間の流用をした場合に流用後の交付決定額を記載することとする。
4. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第8

年 月 日

株式会社 J T B

代表取締役 社長執行役員 山北 栄二郎 殿

補助事業者 住 所
名 称
代表者等名

印

スポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金
返還報告書（確定に係るもの）

年 月 日付け交付決定の通知を受けた補助金額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定額を超える部分について返還したので、スポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金交付規程第16条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の名称
2. 補助金確定通知額及び年月日
3. 既に交付を受けている補助金の額
4. 返還を請求された金額及び年月日
5. 返還すべき金額及び年月日
6. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金
 - (2) 延滞金
7. 延滞金の算出根拠
8. 未返還金（いずれかに○を記載）
 - (1) 返還金 有・無
 - (2) 延滞金 有・無

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第9

年 月 日

株式会社 J T B

代表取締役 社長執行役員 山北 栄二郎 殿

補助事業者 住 所
名 称
代表者等名

印

スポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金
精算（概算）払請求書

年 月 日付け交付決定の通知を受けた補助金についてスポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金交付規程第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 間接補助事業の名称

2. 精算（概算）払請求金額 金 円

3. 振込先

銀行 支店 預金種別 口座番号
名義（フリガナ）

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第10

年 月 日

株式会社 J T B

代表取締役 社長執行役員 山北 栄二郎 殿

補助事業者 住 所
名 称
代表者等名

印

スポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日付け交付決定の通知を受けた間接補助事業について、スポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金交付規程第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の名称
2. 補助金額（交付規程第16条第1項による額の確定額）
3. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
4. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
5. 補助金返還相当額（4. - 3.）

- （注） 1. 別紙として積算の内訳を添付すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

様式第 1 1

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 2 1 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は検収年月日を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。
6. 耐用年数は、本交付規程第 2 1 条第 2 項に定める期間を記載すること。

様式第 1 2

取得財産等管理明細表（ 年度）

区分	財産名	規 格	数 量	単 価	金 額	取 得 年 月 日	耐 用 年 数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 2 1 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は検収年月日を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。
6. 耐用年数は、本交付規程第 2 1 条第 2 項に定める期間を記載すること。

様式第13

年 月 日

株式会社 J T B

代表取締役 社長執行役員 山北 栄二郎 殿

補助事業者 住 所
名 称
代表者等名

印

スポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金
財産処分承認申請書

年 月 日付け交付決定の通知を受けた間接補助事業について、スポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金交付規程第21条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 間接補助事業の名称
2. 処分しようとする財産及びその理由（別紙）
3. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的）
4. 処分の条件

（注）売却、譲渡、交換、貸与、担保提供の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載すること。

(別 紙)

処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕 様	数 量	処分の方法	処分の理由	備 考 (処分の時期等)

- (注) 1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は、用途を記載すること。
2. 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第14

年 月 日

株式会社 J T B

代表取締役 社長執行役員 山北 栄二郎 殿

補助事業者 住所

氏名 法人にあつては名称

及び代表者役職、氏名 印

スポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金
知的財産権届出書

スポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金交付規程第23条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 種類（出願番号及び知的財産権の種類）
2. 内容
3. 相手先及び条件（譲渡又は実施権を設定した場合）

（注）1. 「知的財産権」とは、特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作物の著作権及び外国における上記各権利に相当する権利、上記各権利を受ける権利をいう。

2. 本様式は、日本工業規格A4判とすること。

様式第 15

年 月 日

株式会社 J T B

代表取締役 社長執行役員 山北 栄二郎 殿

補助事業者 住所

氏名 法人にあつては名称

及び代表者役職、氏名 印

スポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金
海外付加価値税還付報告書

スポーツコンテンツ海外展開促進事業費補助金交付規程第 27 条の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

記

1. 間接補助事業の名称
2. 補助金額（交付規程第 15 条第 1 項による額の確定額） 円
3. 補助金の確定時における海外付加価値税の額 円
4. 海外付加価値税還付額 円
5. 補助金返還相当額 円

(注) 別紙として積算の内訳等を添付すること。